

当院にて出産をご予定されている皆様へ

分娩における『前納金』についてのお知らせ

当院では、分娩に対する前納金のご入金を確認後、入院予約の受付をさせて頂いております。これまでは48万円の前納金をお預かりしておりましたが、この度※出産育児一時金の医療機関直接支払制度へ移行されることから、当制度のご利用に合意して頂ければ、前納金は10万円とさせていただきます。(新制度に合意をされない場合は、従来どおり全額立替払いとなることから前納金は48万円とさせていただきます。

前納金納付の手続きについて

- ① 24週前後に産婦人科外来窓口にて前納金請求書をお渡しいたします
↓
- ② 入院予約(30週前後)までに会計窓口にて納付をお願いします
↓
- ③ 領収書は保管して頂き、入院予約の際に入院係にお支払いされた領収書をご提示下さい

※お支払いは、現金以外でも可能です。

クレジットカード(JCB・VISA等)デビットカード(キャッシュカード)が手数料無料でご利用いただけます。

出産育児一時金の医療機関直接支払制度とは・・・

現在では、出産にかかる費用を病院等にお支払い頂いた後、被保険者の方から申請して頂いた上で、各医療保険者から出産育児一時金を支給されておりました。

そこで、お手元に多額の現金がなくても安心して出産して頂けるよう、《当院で出産された場合は42万円》平成21年10月からは、出産費用に出産育児一時金を直接充てる事ができるよう、原則として各医療保険者から直接病院等に出産育児一時金を支払う仕組みに改める事になりました。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが産婦人科外来までお申し出下さい。

医療法人 明和病院 産婦人科